

身体障がい者補助犬に危害を及ぼす行為の刑法改正を求める意見書

埼玉県で7月28日、全盲の男性が盲導犬オスカーを伴い職場に出勤の途上で、何者かに盲導犬の右腰辺を刺される事件が発生し、埼玉県警は器物損壊容疑で捜査している。このような心無い行為に怒りの声が高まる一方、刺された際、鳴き声を上げなかったことに「何をされても、吠えないよう訓練されている」との誤解が広がっているといわれ、NPO法人全国盲導犬施設連合会は「無駄に吠えないよう訓練はするが、痛みを我慢させるような訓練は一切していない」と正しい理解を訴えている。

身体障がい者の自立と社会参加の促進のために、視覚障がい者への補助に盲導犬、肢体不自由者の補助に介助犬、聴覚障がい者の補助に聴導犬を身体障がい者補助犬として育成し、これを同伴する場合の措置や国民の必要な協力を定めた身体障害者補助犬法が、平成14年10月1日から施行されている。

盲導犬に対して、県内においても傘でつついたり、タバコの火を押し付けたりする嫌がらせがあったそうである。補助犬は、視覚や聴覚及び肢体に障がいのある方々の目や耳及び肢体などの一部としての役割を担っており、健康な人と一緒に社会生活を営む上で欠かすことのできないパートナーである。もともと、人間を信頼するように厳しく飼育訓練された補助犬は、身体障がい者とは心がつながり身体そのものである。これに危害を加える行為は、重大な犯罪であるとの認識が必要である。

従って、このような事情を考慮すれば、補助犬を傷つける場合には、これを「物」と捉えて器物損壊罪でしか問えないという現行の刑法の規定を改正し、傷害罪等で対応することが至当である。

よって、国会及び政府におかれては、下記の事項について早急に取り組まれるよう強く要望する。

記

- 1 刑法第204条（傷害）及び第205条（傷害致死）に身体障がい者補助犬を追加する等の改正を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣 殿
法務大臣
厚生労働大臣